

徳島県告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次に掲げる者をキャッシュレス決済端末を利用した歳入等の指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月28日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社寺岡精工	東京都大田区久が原5-13-12	令和8年3月19日
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目12番地	同
三井住友カード株式会社	大阪府中央区今橋四丁目5-15	同